

第3章 国際機関の貿易統計

権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル(英)	I.D.E. statistical data series
シリーズ番号	67
journal or publication title	World trade data system : arrangement and its application
page range	44-51
year	1995
URL	http://hdl.handle.net/2344/00009159

第 3 章

国際機関の貿易統計

平 泉 秀 樹

第 1 節 外国貿易と統計

はじめに

本章はいくつかの主要な国際機関が世界の商品貿易について発表している統計(集)を概観し、当該統計(集)を利用する際の一助となる事を目的としている。本章の構成は第1節において、外国貿易と統計、国際機関への報告、集計方法、基本的用語の定義を共通事項として取り上げ、第3節以降で各機関が作成している統計集を概説することとした。

国際機関と言われているものは数多く存在しているが、本章では表1に示されているような国際的な貿易に関する統計を発表している機関に限定する。

表1 本章でとりあげる貿易統計を発表している国際機関

<p>1. 国際連合 (UN) (United Nations)</p>
<p>(1) 統計部 (Statistical Division, 旧 Statistical Office)</p> <p>(2) 各地域経済社会委員会</p> <p>(a) アジア太平洋経済社会委員会 (E S C A P) (Economic and Social Commission for Asia and the Pacific)</p> <p>(b) 西アジア経済社会委員会 (E S C W A) (Economic and Social Commission for Western Asia)</p> <p>(c) アフリカ経済委員会 (E C A) (Economic Commission for Africa)</p> <p>(3) 国際連合貿易開発会議 (U N C T A D) (United Nations Conference on Trade and Development)</p> <p>(4) 国際連合食糧農業機関 (F A O) (Food and Agriculture Organisation of the United Nations)</p>
<p>2. 国際通貨基金 (IMF) (International Monetary Fund)</p>
<p>3. 経済協力開発機構 (OECD) (Organisation for Economic Co-operation and Development)</p>

外国貿易とは、1国(もしくは関税地域)の国境を越えて流入、流出する財の商取引である。各国は古くから財政的関心や通商政策上の目的などのため、このような商取引の内容を記録してきた。これが外国貿易統計である。外国貿易統計は経済統計の重要な領域の一つであり、一国の経済活動(外国貿易)に伴って生じる一定期間(月、四半期、年等)の結果(数量、金額)を相手国別、品目別で集計している。外国貿易に関連する統計には通関統計と呼ばれるものの他に輸出信用状接受高統計、輸出認証統計、輸入承認届出統計等がある。一般に外国貿易統計という場合、それは通関統計を指しており、これは実際に輸入、輸出された貨物の動き(数量、金額)を税関を通関した時点で把握、集計した実績統計である。現在、世界の大多数の国々が作成している外国貿易統計は通関統計であり、前述の国際機関は各国が作成した外国貿易統計を基にして国際比較が可能なフォーマットで貿易統計集を作成している。

日本では外国貿易統計の作成、公表は大蔵省の管轄となっている(関税法102条)。これに対し、旧社会主義国の多くが作成していた外国貿易統計は税関での把握、集計によるものではなく、認可された外国貿易団体が外国貿易省に対して行う報告に基づく統計であった。従って、旧ソ連邦などでは貿易統計の集計、編集、公表は外国貿易省が行っていた。しかし、旧社会主義諸国の体制の転換による市場経済と、国際経済への統合への動きの中で、外国貿易統計もこれまで国際的に一般的であった通関統計による方法に回帰している。

一方、1993年1月1日からのEC市場統合により、EC域内では逆に通関の手続きが廃止されたため、EC域内各国間の外国貿易分については通関統計ではなく、各企業が当局に毎月申告する付加価値税に関するデータの中から域内貿易の統計を把握することになっている。

輸入された財は輸入国において直接的消費、生産

のための消費、加工、その他に使用され、その一部が輸出に回される。

各国が作成する外国貿易統計の作成とその標準の根拠は、わが国が昭和27年に加盟した「経済統計に関する国際条約」（以下「国際条約」という）と国際連合の諸々の勧告に基づいている（注）。

国際条約は全18条からなるが、貿易統計に関する規定は第1条、第2条のI、第3条である。その第1条では、「第2条に掲げる統計を同条に定める期間ごとに作成し、且つ、発表することを約束する」とされている。第2条のIでは第1条に掲げる統計の種類として、外国貿易と明記し、それが輸入及び輸出の数量及び価額の毎年及び毎月の統計表であると規定している。ついでながら、第2条以降では職業（職業別人口統計表）、農業、畜産業、林業及び水産業、鉱業及び冶金業、工業、物価指数が、作成、発表されるべき統計として明記されている。第3条では、「締約国は各国の外国貿易の統計の比較を容易にするため、この種類の統計の作成については第一付属書第一編に掲げる原則を採用することを約束する」とされている。そして、この第一付属書（以下「付属書」という）が国際条約に関わる文書の中では最も重要である。すなわち、付属書は外国貿易統計の作成方法、定義などを規定しているのである。

以下では、付属書に基づいて外国貿易統計の作成について説明を行うこととしたい。

1-1 統計の方法

まず、第一編Iにおいて、「外国貿易の統計は、次に示す二方法のいずれかによって作成されなければならない」と規定されている。すなわち、「(a) 特別貿易の統計表が単独にまたは一般貿易の統計表とともに作成される場合、(b) 輸入の統計表が総輸入のみに関係し、且つ、その輸入貨物の再輸出も示される場合」である。

(1) 特別貿易

(a) の場合には、特別貿易の定義として、特別輸入は貿易統計が適用される地域における国内消費のためのものとして申告されたすべての貨物及びその地域における変形、修繕または加工のためのものとして申告された（「改良貿易」及び「修繕貿易」に通常適用される条件で申告された）すべての貨物を含み、改装、仕分または混合は上記の変形または加工とはみなさず、特別輸入には含めない。特別輸

出は貿易統計が適用される地域内で生産され、または内国化されたすべての輸出貨物を含む。ここで内国化された貨物とはその貨物に租税が課せられている場合にはそれを納付した後輸入者に処分をまかされた貨物、または変形、修繕、若しくは加工のために一次的に無税輸入を許可され、かつ変形、修繕、加工を施された貨物のことである。

特別輸出及び特別輸入には通過貿易（直接通過、間接通過）は含まない。ここで直接通過貿易とは貨物が輸入者の自由処分に任されず、または、倉入れされないで単に輸送のためにその地域を通過するすべての取引を指し、間接通過貿易とは統計適用地域以外の地域からくるすべての貨物がその地域の現実のもしくは擬制の保税倉庫または蔵置場に搬入された後、輸入者の自由処分に任されず、且つ、改装、仕分、または混合以外の変形、修繕または加工をされないでそこから輸出されるすべての取引をさす。

(2) 一般貿易

一般貿易は輸入に関しては貿易統計が適用される地域外の全ての地域からくる全ての商品を、また、輸出に関しては貿易統計が適用される地域外の仕向地に向けその地域からでる全ての商品を含む。但し、保税のまま直接に通過し、又は港において単に積換えられる貨物は除外する。

(a) の方式で作成する場合、貨物の数量は総重量で表示し、これが不可能な場合には価額による計量方法を含む他の方法を採用することができる。この場合、採用した計量方法を統計表に記載しなければならない。通過貿易については、国別の細目を別表に示す事となっている。

(b) の場合には、総輸入は(a) の場合の一般輸入貿易と同じ定義とされている。そして輸出及び再輸出は各別に示す事となっている。この場合、再輸出とは統計が適用される地域に貨物が一度輸入され、その後何等の変形、修繕又は加工せずに輸出された取引を指す（貨物が保税のまま積み換えられる場合、すなわち税関の監督の下に直接に通過し、または港において単に積み換えられる場合は再輸出としない）。

1-2 計上価額

貿易統計に計上する価額は輸入者、輸出者の申告価額とするが、統計の正確さを期するために、審査および組織的照合を受けることが必要である。そのため、計上価額は国境（場合に応じ、陸境又は海

境)渡し価額、すなわち、輸入については仕出し地価額に輸入国の国境までの運送及び保険料を加えたもの(C I F)、輸出については輸出国の国境における甲板渡し、レール渡し、または、道路車両渡し価額(F O B)を使用する事が義務づけられている。輸入の際に輸入国において税が課せられる場合にはその税は価額から除外する。一方、輸出の際に輸出国において課せられる税は輸出貨物の価額に実際に含まれている限りその価額とする。

1-3 計上数量

数量は重量、長さ、面積、容積等で表されるが、特に重量については同一の用語が異なる種類の貨物に適用される場合に、異なる意味をもつ場合があることを想定して、「総重量」、「純重量」、「法定純重量」のように正確に定義することが要求されている。

1-4 適用地域

貿易統計が適用される地域は当該国の関税地域その他、すべての保税倉庫その他税関の監督の下にあるすべての倉庫及び蔵置場、並びに、当該国に属するすべての自由港および自由地帯である。

1-5 貨幣統計

金鑄貨、金の条(銀行間の取引において受領される事ができる形状のもの)およびその他の金の輸入及び輸出を重量及び価額の双方で別表に作成しなければならない。

1-6 除外項目

- (1) 除外されるべきもの
 - a. 内国船舶に供給される船用品(輸出から除外)
 - b. 水揚げされる国によってその国内生産物と認められる漁業生産物(輸入から除外)
- (2) 除外できるもの
 - a. 商取引を伴わない貨物の一時的又は永久的な輸入および輸出
 - b. 外国船舶に供給される船用品(輸出から除外)
 - c. 微少な数量の輸出、輸入される貨物でこの数量が貨物の全貿易に比して無視する事ができると認められるもの。

1-7 統計期間

歴年(1月1日から12月31日)、但し、暦年と異なる統計年度を継続することもできる。

第2節 国際機関と各国統計機関との協力

国際機関は第3節に詳述するように、種々の外国貿易統計集を作成・公表しているが、これはもちろん各国の協力の下になされているものである。これを日本の場合を1例として取り上げてみることにする。その流れはのようになっている。

先ず、企業や個人は商品を輸出・輸入するに際し、当該税関に輸出申告書、輸入申告書等の手続き書類を提出する。各税関は提出された輸出・輸入申告書等を集計し、必要な統計処理を施し、定められた期日までに大蔵省に送付する。

大蔵省は関税法第102条第3項、及び同法施行令第89条第1、2項、第90条により、貿易統計の作成・公表を義務づけられている。そのため、大蔵省では日本貿易統計を月、年ベースで作成・公表している。日本貿易統計を作成するためには外貨建貿易を円建貿易に換算し直さなければならない。大蔵省の係官の話では外貨建ての割合は近年、輸出が米ドル建てで4割、円建てで4割、輸入は7割が米ドル建て、1割が円建てである。ドルもしくは他の通貨から円への交換レートは10日毎の平均値が使用されているとのことである。

UN、OECDの貿易統計はドル表示されているため、これら機関へ送付するデータは円表示からドル表示に換える必要がある。この際も10日毎の平均値が使用されている。また、税関で把握、集計されるデータは関税協理理事会による商品分類(HS)に準拠した輸出(入)統計品目表が使用されているが、UN、OECDの編集・公表する貿易統計はSITCを適用しているため、SITCへの変換も大蔵省で行っている。こうして米ドル、SITCベースで作成された貿易統計は総務庁統計局を経由してUN、OECDに送付される。

UNでは統計部の他に、各地域経済社会委員会も当該地域の外国貿易統計を編集・公表しているが、統計部との関係については以下の地域経済(社会)委員会の項を参照されたい。

第3節 国際連合 (UN)

3-1 統計部

国際連合の統計部からは貿易統計に関し、主要な刊行物として以下のものが出版されている。本節ではこの2つの統計集について概説する。

- (1) International Trade Statistics Yearbook
Vol.1 Trade by Country
Vol.2 Trade by Commodity
- (2) Commodity Trade Statistics

(1) International Trade Statistics Yearbook

本統計集はA4版、ハードカバーの印刷物であり、2巻で構成されている。主として、第1巻は各国表、第2巻は品目別取引表である。1952年版が初版である。本統計集に載せられているデータは各国政府からの報告に基づいており、その報告が報告国の通貨や報告国の商品分類でなされているときには一定の変換率を使った米ドルへの変換やSITCへの変換がなされている。この通貨の変換率は本統計書第1巻報告国別表の第1表に記載されている。以下では各巻の内容を概観する。

第1巻は共通の様式の報告国別表と、特別表で構成されている。報告国別表は1990年版では、153国・関税地域を対象としている。報告国別表は以下の5つの表からなる。

- 第1表. Historical Series, 1955-90
- 第2表. Import by Broad Economic Category and Export by Industrial Origin
- 第3表. Trade by Principal Countries of Production and Last consignment
- 第4表. Import C.I.F by Commodities according to the SITC-R2 in thousand US\$
- 第5表. Export F.O.B by Commodities according to the SITC-R2 in thousand US\$

第1表は輸出・輸入各5つの項目で構成されている。総輸出・輸入額、金輸出・輸入額、総輸出・輸入額を報告国通貨から米ドルに変換するコンバージョンファクター(変換率)、総輸出・輸入額の数量指数及び単価指数である。

第2表は広域経済カテゴリー(BEC)分類による輸入と、全ての経済活動の国際標準産業分類(ISIC)による産業源選別輸出の百分比である。本表はSITC5桁レベルから作成されるが、詳細なデータがない時には3桁レベルを使って近似値

が算出されている。第3表は最近5ヶ年の主要地域・国を原産国・仕向国で掲載している。地域・国は国連の統計使用のための標準国・地域コードに基づいている。表には最大50の相手国がのっており最新年次の輸入の取引高の大きい順に並べられている。表の下部には最近年における総輸出・輸入額に占める上位10の国と地域の、最近10年間の貿易比率が計算されている。第4、5表はSITC5桁レベルまでが総額で掲載されている。

第2巻は2表で構成されている。第1表は品目表、第2表はCommodity Matrixである。第1表はSITC3桁、4桁、5桁の国・地域内訳を最近5ヶ年(1990年版の場合1986-90)で記載している。第2表は3桁レベルでの商品の流れを国×国のマトリクスにまとめたものであり、1年次分である(1990年版の場合、1990年分)。上記の各表の金額は必ずしも他表の金額と一致していない部分がある。

(2) Commodity Trade Statistics, Series D

本統計(集)はB5版、白表紙の簡易製本された印刷物であり、内容年が1990年分を掲載してある出版物は25冊に分かれて刊行されている。この年次データを掲載した収録国数は60ヶ国・地域である。本書のデータは加盟各国が年次のレベルでのデータを国連統計部に報告したものである。その際、報告国通貨で報告している国については国連が収集したデータを国際比較可能なように共通のフォームで編集している。報告国通貨は米ドルへ変換されている。

本統計は報告国別にどのような商品をどの国々にどれだけ金額、数量を輸出、輸入しているかを示している。したがって、本統計は前記 International Trade Statistics の第4、5表よりも相手国の内訳分情報量が豊かである。使用されている商品分類は国連の標準国際貿易分類(SITC)である。60ヶ国・地域の内48ヶ国・地域がSITC-R3で収録されている。国連は原則として当該国が報告したSITCバージョンで発表しているため、上記の数字から国連加盟諸国の約3分の1弱がSITC-R3で自国の統計を再編集していることになる。1988年から国連が適用の提唱をしている品目分類がSITC-R2からR.3に変更され、それ以降徐々にSITC-R3によって貿易商品を分類する国が増加していることを物語っている。

計上単位は千米ドルであり、本書に掲載される最低金額は10万米ドルである。数量は基本的にメートル法が使用されている(重量、広さ等)。数量の計

上はSITC 3桁レベル以降のものについてのみ存在している。これは2桁、1桁レベルではその中に異なる単位のものも混在していることによる。

本書には各国に関する注解が記載されており、統計を使用する場合にぜひとも理解しておく必要がある。本統計はマイクロフィッシュ、ディスク、マグネチックテープの形でも販売されている。出版物ではデータ量の関係からSITCの細々分類である5桁コードの数値は掲載されていないが、これら媒体での統計は、5桁の細々分類のデータが含まれている。計上金額はMT（マグネチックテープ）の場合、千ドル以上のものが記録されており、印刷物に比べ情報量ははるかに豊富である。

3-2 各地域経済（社会）委員会

国連の各地域経済（社会）委員会とここが出版している貿易統計集は次の通りである。

(1) ESCAP

1. Foreign Trade Statistics of Asia and the Pacific, Yearbook

(2) ESCWA

1. External Trade Bulletin of the ESCWA Region, Yearbook

(3) ECA

1. Foreign Trade Statistics for Africa, Direction of Trade, Series A

2. Foreign Trade Statistics for Africa, Trade by Commodity, Series B

3. Foreign Trade Statistics for Africa, Summary Table, Series C

(1) ESCAP

Foreign Trade Statistics of Asia and the Pacific Yearbook

ESCAPは国連の地域経済社会委員会の一つであり、アジア・太平洋地域をカバーしている。その対象国は70以上に上っている。本統計集で報告国 (reporting country) として取り上げられているのは21ヶ国である (1991年版)。データの入手先は国連統計部である。使用されている商品分類は国連の国際標準貿易分類 (SITC) である。

統計書は4表で構成されている。第1表は原産国、仕向国別輸出、輸入総額、第2表はSITC・R2の1桁レベルでの輸出、輸入表、第3表はSITC・R2の3桁レベルでの輸出、輸入表、第

4表は国連の広域経済カテゴリー分類 (BEC) に基づく輸出、輸入表である。BECはSITC・R2の5桁レベルを再分類したものである。

(2) ESCWA

External Trade Bulletin of ESCWA Region, Yearbook

ESCWAは西アジア地域を対象とする国連地域経済委員会である。本統計集は比較的近時に発刊されたものであり、1986年版で第4版である。データは基本的に各国の統計機関が作成、公表している統計によっており、その他国連およびIMFのデータベース等が用いられている。

本書は3部に分かれており、第1部はESCWA地域の外国貿易に関する要約表であり、世界貿易に占めるESCWA地域の比率、取引高、平均成長率、単価指数、数量指数、交易条件等が与えられている。第2部はESCWA地域間の取引を示している。8表から構成されており、輸出・輸入総額に占める域内輸出、輸入の比率、原油を除く各国の域内輸出、輸入、ESCWA地域間の輸出、輸入マトリクス及びSITC 1桁によるESCWA諸国の原油を除く輸出、輸入の各表である。第3部は1975-1984年の間のESCWA加盟諸国の輸出、輸入を国連統計部が採用している主要経済国・地域分類に従って提供している。

(3) ECA

ECAはアフリカ全地域をカバーする国連の地域経済委員会である。ECAからは3種類の貿易統計書が出版されている。アフリカ外国貿易統計シリーズa、b、cである。a、b、cにはそれぞれDirection of Trade、Trade by Commodity、Summary table というサブタイトルがつけられている。この3種類の統計書とも不定期刊行物であり、アジア経済研究所が所蔵する最新のものはシリーズa (No.30) が1988年発行、シリーズb (No.32) が1982年発行、シリーズc (No.7) 1988年発行である。これ以降の号については発行されているのか否か不明である。

シリーズaはECA諸国37ヶ国について近時10年 (No.30 では1976-85年) の輸出、輸入総額の相手国内訳が出ている。この様式は国連のInternational Trade Statistics 第1巻、表3と同一であるが、輸出、輸入の相手国が国連加盟国全てを対象と

しているのも、また、10年の時系列でているので一国の輸出、輸入総額を把握するにはより便利である。単位は千米ドルであり、International Trade Statistics とほぼ同じ数字である。

シリーズ b は国連統計部が毎年出版している International Trade Statistics 第2巻と同じ内容のものであるが、本シリーズは SITC 5桁レベルまで出ている。しかし、本シリーズには ECA 加盟国全てが、毎年掲載されているわけではないので、ある国の商品輸入、輸出を見る場合欠損している年次がある。

シリーズ c は11表より構成されており、その内容の多くは ECA 諸国の主要国・地域との輸入、輸出総額の時系列（シリーズ表7）及び ECA 域内取引のマトリクス（シリーズ表8）にあてられている。本表は国連統計部の International Trade Statistics 第2巻、マトリクスと同一である。

第4節 国際連合貿易開発会議（UNCTAD）

UNCTAD からは貿易統計に関し、UNCTAD Commodity Yearbook, Handbook of International Trade and Development Statistics が定期的に出版されている。

（1）UNCTAD Commodity Yearbook

本統計書は1984年から発行されたものである。84、85年版は Yearbook of International Commodity Statistics という名称で発行されている。本書の特徴は主要農産物、鉱物、鉱石、金属に関する統計を貿易、生産、消費について世界、地域、国のレベルで示していることである。

本書は3部に分かれており、第1部：商品取引総額、農産物、食料品、農業原料、鉱物、鉱石、金属、石油等々の総額での輸出、輸入が記載された要約表である。第2部には農産物を取りあげられており、41品目が対象となっている。第3部は鉱物である。

本書のデータソースは国連統計部、IMF、FAO 統計部、商品貿易部などの組織、各国政府刊行物などが利用されている。また、個別品目については他のソースが利用されているが、それは注記に記されている。本書で使用されている商品分類は、国連標準国際貿易商品分類改定第2版（SITC・R2）である。輸出はFOB価格、輸入はCIF価格である。ただし、いくつかの国については輸入もF

OB価格で示されている。これらの数値を利用するに当たっての諸点は注記に明記されている。

第1部の要約表の世界、地域総額は、特別貿易制度の輸出FOB、輸入CIFで近似計算されたものである。ここで使用されている地域・国の分類は、国連が採用している地域・国分類に従っている。

（2）Handbook of International Trade and Development Statistics

本統計書はUNCTAD、各国政府、大学や研究者のために世界の貿易と開発の分析に必要な統計をのせている。そのため、本書は大きく6部に分かれており、第1部～第4部が貿易関連、第5、6部が開発関連となっている。さらに、annex にはいくつかの商品もしくは商品群についての輸出、輸入表が載せられている。

貿易に関連する第1部～第4部の内容を紹介すれば次の通りである。第1部：時価による世界貿易の価額、成長率、シェア；貿易収支；地域間取引。第2部：先進国、途上国、地域、経済グループの数量、単価、交易条件指数；商品、製造品価格指数；消費者価格指数。第3部：主要原産国、仕向国要約表；主要商品グループの輸出、輸入構造。第4部：商品別、国別輸出、輸入構造；主要輸出国の途上国・地域への輸出となっている。

本統計書のデータの出所は主として国際機関および各国政府のデータベースや公刊行物から得られているが、本書の作成に当たっては、貿易開発という視点からUNCTADが成長率やシェア、先進国、途上国グループ取引等々分析的方法を使って算出した数字もあり、又事務局が推計した数字も載せられている。

第5節 国連食糧農業機関（FAO）

FAOからは食糧、農産物の生産、貿易、消費について種々の統計が出版されているが、本章では専ら貿易の統計書である FAO Trade Yearbook をとりあげる。本統計書は定期刊行物であり、1990年版で第44版である。表は4部に分かれており、第1部は農業貿易の地域指数として、農産物の輸出・輸入総額及び食料用農産物の輸出・輸入の数量・単価および価額指数がとりあげられている。表は全て指数化されている。第2部は各農産物の貿易にあてられており、本統計書の構成の主要な部分である。第2部は125の表があり、各表とも品目について、輸出、

輸入の地域、国の価額、数量をのせている。価額は多くの表が千米ドル単位で表されているが、品目によっては1万米ドル単位のものもある。数量は重量についてはメトリックトンであり、動物については頭数で表示されている。表示されている品目は国連の標準国際貿易商品分類（SITC）である。第3部は農業用品の貿易として農機具、肥料等が取り上げられている。第4部は近時6ケ年（1985～1990）の国別（126ケ国）の農業貿易価額である。第4部も第2部同様本書の主要構成部分である。取り上げられている商品の内容は主要農産物2桁レベルのものおよび農業用品である。表示は価額である。

本書のデータソースは主として国連統計部、各国から送られたデータおよび公表されている出版物、FAOの質問表に対する各国からの返答等である。特にEC加盟国の場合にはEC統計局から入手している。しかし、信頼できるデータがない場合や最新情報がないとき、数量のみのデータしかないときにはFAOが取引相手国からのデータを基に推計、評価を行っている。使用されている商品分類はSITC・R2である。1988年に多くの国がSITCもしくは関税協力理事会のハーモナイズドシステム（HS）を採用したが、1987年以前との統計のつながりを考慮して、SITC・R3のものについてはSITC・R2に変換している。個々の商品のSITC・R3とR2の関係については各商品に関する注意書きに載せられている。

貿易システムについては、本書で取り上げられている国々の内約半数の80ヶ国強の国々が特別貿易、その他の国々が一般貿易であり、標準化はされていない。報告国の通貨を米ドルに変換する際に用いられる交換率はIMFの年平均「rh」レートが用いられており、本統計書に記載されている。計上価額は通常、輸入CIF、輸出FOBである。ただし双方ともFOBを採用している国についてはそのまま掲載されている。指数の計算に際しては、これらの国々については輸入価額を $FOB \times 1.12$ でCIFに換算したものが使用されている。

第6節 国際通貨基金（IMF）

IMFからは貿易統計に関し、Direction of Trade Statistics シリーズとして、年報、季報、月報が出版されている。

ここでは年報について述べてみたい。本統計書は1966年に初めて出版された。現在では160カ国以上に関するデータを提供している。本書の特徴は各国

に関してだけではなく、これら諸国を経済的発展度、地理的地域、経済的地域などに分類、集計してデータを提供していることである。これら分類は国連の国・地域分類と一致しており、またIMFのInternational Financial Statistics（IFS）の分類とも一致している。分類はコード付され、巻末に記されている。本書が取り扱う貿易はこれら諸国、地域の総輸出、輸入額のみである。したがって、国別・商品別の詳細な貿易額、数量に関するデータを入手するためには、先に述べた国連のCommodity Trade Statisticsに依拠せざるを得ない。

データは百万米ドルで表示されている。多くの国が自分の国の通貨表示のデータを国際通貨基金に提供しているので、当然のことながら各国の報告国の通貨から米ドルへの変換が基金でなされている。この際、上記IFSの各国データが提供されている頁の「rf」、「rh」の交換レートが使用されている。計上価格は輸出はFOB、輸入はCIFであるが、輸入についてもFOBを使用している一部の国については、そのデータが使用されている。しかし、世界、地域などの要約表の数字は各国別のCIF/FOB変換率を用いて算出した疑似CIFが使用されている。

第7節 経済協力開発機構（OECD）

OECDから出されている貿易統計（集）の主要なものはMonthly Statistics of Foreign Trade, Series A, Statistics of Foreign Trade, Series B, Foreign Trade by Commodities, Series Cである。ここではシリーズCについて述べてみたい。

このシリーズは1988年以降出版形態、内容が大幅に変更された。以前には輸出、輸入の2分冊に分かれ、当該年度のデータについては、表頭側にOECD加盟国、表側側に品目、相手国が表示されたマトリクスであった。1988年以降は各年とも5分冊となり、最初の4分冊には各々OECD加盟国6ヶ国の輸出、輸入が掲載され、第5分冊にはOECD諸国の地域区分による輸出、輸入を示している。

本統計書は各国毎にSITCのセクション（1桁）、ディビジョン（2桁）を近時6ケ年について相手国・地域別に示している。OECD各国は1988年以降SITC・R3を採用しているが（米国、トルコは1989年以降）、そのため、以前の版で出されていたデータ（R2）はR3に変換されている。

本書で使用されている定義は以下の通りである。貿易統計に計上する際、その方式には2通りの方法

がある。1つは特別貿易方式であり、他方は一般貿易方式である。OECD加盟24ヶ国の内、カナダ、米国、日本、ニュージーランド、デンマーク、アイルランド、イギリス、フィンランド、スウェーデンの9ヶ国は一般貿易方式を採用している（特別貿易と一般貿易の違いについては本章第1章を参照のこと）。その取引が統計に計上されるか否かは国連の勧告に基づいている。すなわち国家の取引、軍需品の取引、対外援助、改良・修理貿易、新造船および航空機取引、電気・ガス、海上で直接に船積みされた海産物等は統計に含まれる。他方、直接通過貿易、一時的な輸出、輸入、中古の船・航空機の取引、通貨、工業用の金等は統計から除外される。相

手国を特定する場合、輸出は消費国（仕向国）、輸入は原産国である。計上価額は輸入CIF、輸出FOBである。報告国通貨から米ドルへの変換にはIMFのパリティレートが適用されており、各国表に収録されている。表示単位は千米ドルである。

（注）国連において、統計に関する事項は社会経済理事会の下にある常設委員会の一つ、統計委員会において審議され、必要に応じて理事会に勧告がなされる。この勧告に基づいて国際貿易の概念と定義について1970年に International Trade Statistics Concepts and Definitions が発表され、更に1982年にこの改訂版が出版された。